

地震による 倒壊から 我が家を守りませんか？

～ 耐震診断・耐震改修の費用の一部を補助しています ～

補助金の申込期限：令和7年9月30日

耐震診断費用として

最大



6.4万円

補助金を受け取れます。



耐震改修費用として

最大



30万円

補助金を受け取れます。

※ 耐震診断にて補強が必要だと認められた住宅が対象です。



対象建築物

- ① 昭和56年5月31日以前に建てられた木造戸建て住宅
- ② 明らかな法令違反がない住宅

※ ①・②の他に、対象建築物となる要件があります。
詳しくは、裏面または上記「QRコード」からホームページをご覧ください。



お問合せ先

千歳市建設部建築政策課建築指導係（本庁舎3階 34番窓口）
☎ 0123-24-0751（直通）

補助金の交付決定は、補助金の申込から1か月程度の期間を要しますので、ご注意ください。

耐震診断補助

5件（先着順）

●対象：次のすべてに当てはまる木造住宅を所有し、現在住んでいる個人の方

- (1) 戸建て住宅又は併用住宅
- (2) 2階建以下の在来工法又は枠組壁工法
- (3) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- (4) 建築基準法その他関係法令に明らかな法令違反がない住宅

●補助額：6.4万円を限度として、耐震診断費用の5分の4以内

●申込書類

- (1) 補助金交付申請書（市指定様式）
- (2) 住民票
- (3) 住宅の建築年と所有者が確認できる書類
- (4) 耐震診断の見積書の写し 等

（※耐震診断後、実績報告書を令和7年11月28日(金)までに提出していただく必要があります。）

注意

耐震診断前（契約前）に補助金の申込を行っていただき、補助金の交付決定がされた後に、契約・耐震診断に着手していただきます。



耐震改修補助

3件（先着順）

●対象：耐震診断の対象要件に加え、次のすべてに当てはまる住宅

- (1) 耐震診断を行い、耐震補強が必要と認められた住宅
- (2) 過去に同様の補助金を受けたことのない住宅

●補助対象経費

- (1) 住宅の耐震補強の工事費
- (2) 耐震補強を行うために必要な解体工事及び外装材、内装材などの復旧工事（補助対象となる工事費を他の補助制度等により補助金等を受ける場合は、本補助を受けられない場合があります。）

●補助額

対象となる費用	補助金額
対象経費の額が20万円以下の場合	費用の全額
対象経費の額が20万円を超え200万円以下の場合	20万円
対象経費の額が200万円を超え300万円以下の場合	対象経費の10%
対象経費の額が300万円を超える場合	30万円

●申込書類

- (1) 補助金交付申請書（市指定様式）
- (2) 住民票
- (3) 住宅の建築年と所有者が確認できる書類
- (4) 耐震診断の報告書の写し
- (5) 案内図、配置図、平面図（改修内容が記載されたもの）
- (6) 補強後の想定耐震診断報告書
- (7) 耐震改修工事費見積内訳書の写し 等

（※耐震改修後、実績報告書を令和7年12月19日(金)までに提出していただく必要があります。）

注意

耐震改修前（契約前）に補助金の申込を行っていただき、補助金の交付決定がされた後に、契約・耐震改修に着手していただきます。

